

横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱

制 定 平成 20 年 11 月 17 日
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 横浜市が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務等の委託（以下「設計・測量等委託業務」という。）の検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(検査の依頼)

第 2 条 総括監督員は、検査の依頼をするときは、設計・測量等委託業務検査依頼書（第 1 号様式）により行うものとする。

(技術検査員の任命)

第 3 条 検査主幹は、技術検査員を任命するときは、設計・測量等委託業務技術検査員任命簿（第 2 号様式）により行うものとする。

(検査結果の処理)

第 4 条 技術検査員は、検査を終了したときは、設計・測量等委託業務検査報告書（第 3 号様式）により、検査主幹に報告するものとする。

2 検査主幹は、完了検査又は部分検査を実施した場合において、契約の相手方の履行結果が当該契約の内容に適合すると認めるときは、設計・測量等委託業務完了検査調書（第 4 号様式）又は設計・測量等委託業務履行済部分検査調書（第 5 号様式）を作成するものとする。

(設計・測量等委託業務成績評定の方法等)

第 5 条 評定は、すべての設計・測量等委託業務について行うものとする。ただし、当初契約時の契約金額が 100 万円未滿及び災害時等における緊急を要する設計・測量等委託業務を除く。

2 設計・測量等委託業務成績の評定は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員並びに技術検査員（以下「評定者」という。）により、設計・測量等委託業務ごとに独立して行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

4 評定は、設計・測量等委託業務成績評定書（第 6 号様式）により

行うものとし、別に定める設計・測量等委託業務成績評価基準に基づき採点するものとする。

(設計・測量等委託業務成績評価書の提出等)

第6条 評価者は、設計・測量等委託業務完了検査終了後、速やかに設計・測量等委託業務成績評価書を作成し、設計・測量等委託業務担当局長に提出しなければならない。

(検査結果の通知)

第7条 設計・測量等委託業務担当局長は、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第10条に定めるところの通知は、設計・測量等委託業務完了検査結果通知書(第7号様式及び第9号様式)又は設計・測量等委託業務履行済部分検査結果通知書(第8号様式)により行うものとする。

(評価の修正)

第8条 設計・測量等委託業務担当局長は、前条の通知を行った後、別に定める設計・測量等委託業務成績評価基準により、当該検査結果通知における評価を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

2 設計・測量等委託業務担当局長は、前項の修正を行ったときは、その結果を速やかに、設計・測量等委託業務成績評価結果修正通知書(第10号様式)により契約の相手方に通知しなければならない。

(様式の作成に係る特例)

第9条 前条までの規定にかかわらず、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第6号様式の作成については、設計・測量等委託業務担当局長があらかじめ定める方法により横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第2条第2項に規定する文書管理システムの使用その他の適切な方法により必要事項を記録する場合に限り省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日行契二第 2823 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日総契二第 3008 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日財契二第 1025 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際に現に検査及び検査調書の作成の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日財契一第 3237 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第2号様式（第3条）

設計・測量等委託業務技術検査員任命簿

整理 番号	検査 主幹 印	課長 印	件 名	検査の 種類 (完了・部 分)	技 術 検 査 員 職氏名 印	検査日

課長印欄は検査員が所属する課の長の印とする。

設計・測量等委託業務検査報告書

年 月 日

検査主幹

所属
検査員 職
氏名

印

次のとおり設計・測量等委託業務の検査が終了しましたので報告します。

検査日	年 月 日	再検査日	年 月 日	検査の種類	
件名				<input type="checkbox"/> 完了検査 <input type="checkbox"/> 部分検査	
履行場所					
契約の相手方					
契約日	年 月 日	着手日	年 月 日		
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日		
契約金額	円		検査対象部分相当額	円	
区分	事項	金額	前回までの検査対象額	今回検査対象額	修補指摘事項その他意見 左に対する措置結果
計					修補完了 年 月 日

確認	検査主幹	総括監督員	主任監督員	担当監督員

第4号様式（第4条第2項）

設計・測量等委託業務完了検査調書

年 月 日

検査主幹	所属 職 氏名	印
技術検査員	所属 職 氏名	印

検査の結果、次のとおり相違なく完了があったことを確認する。

契約番号		関連契約番号	
契約日	年 月 日		
発注担当課			
件名			
契約金額	円	実行額 (数量概算契約の場合) ※ 内訳書別添	円
契約の相手方			
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日
完了届日	年 月 日	検査日	年 月 日
検査場所	受託者の 立会人氏名		
検査方法			
金額内訳	前払金額	前回までの部分払金額	今回支払額
	円	円	円
遅延日数	日	理由	
評定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格		評定点 点
所見、理由、措置等			

- 1 遅延の理由については、その責めが契約の相手方にあるか本市にあるかを明確に記入すること。
- 2 評定欄は合格、不合格のいずれかをマークし、成績評定基準による評定を行った場合には評定点を記入すること。
- 3 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかつたときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。
- 4 署名することにより氏名の記入及び押印に代えることができる。
(備考) 特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。

設計・測量等委託業務履行済部分検査調書（第 回）

年 月 日

所属
 職
 氏名 印
 所属
 職
 氏名 印
 検査主幹
 技術検査員

検査の結果、次のとおり相違なく部分完了があったことを確認する。

契約番号			関連契約番号		
契約日	年 月 日				
発注担当課					
件名					
契約金額	円 ①				
契約の相手方					
部分完了期限	年 月 日		部分完了年月日	年 月 日	
部分完了届日	年 月 日		部分検査年月日	年 月 日	
検査場所			受託者の 立会人氏名		
検査方法					
金額内訳	前回までの完了部分相当額 ②		今回完了部分相当額 ③		未完了部分相当額 ④= ①-(②+③)
	円		円		円
部分払金額	前払金額 ⑤		前回までの部分払金額 ⑥	今回部分払金額 ⑦= ③-⑤×③/①	
	円		円	円	
遅延日数	日	理由			
評定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
所見、理由、措置等					

- 1 遅延の理由については、その責めが契約の相手方にあるか本市にあるかを明確に記入すること。
- 2 評定欄は「合格」又は「不合格」のいずれかをマークすること。
- 3 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかったときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。
- 4 署名することにより氏名の記入及び押印に代えることができる。

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。

設計・測量等委託業務成績評定書

年 月 日

区局長

技術検査員	所属 職 氏名	印
総括監督員	所属 職 氏名	印
主任監督員	所属 職 氏名	印
担当監督員	所属 職 氏名	印

次のとおり設計・測量等委託業務の成績を評定しましたので報告します。

件名					
履行場所					
受託者					
契約日		年 月 日	着手年月日	年 月 日	
履行期限	当初	年 月 日	履行完了日	年 月 日	
	変更後	年 月 日	延期理由		
契約金額	当初			円	
	変更後			円	
①	担当・主任監督員評定点			点	評定点合計 点
②	総括監督員評定点			点	
③	検査員評定点			点	
④	事故等による減点			▲ 点	
検査員所見			監督員所見		
本委託業務における事故等による指名停止措置の有無					有 ・ 無

注1) 各評価項目の「業務評定」は少数第1位までとする。
 注2) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 注3) 「④合計点」は、少数第1位を四捨五入し整数とする。
 注4) 当初契約時の契約金額が100万円未満の委託業務では評定は行わず、該当欄は斜線で消す。

設計・測量等委託業務完了検査結果通知書

第 年 月 日 号

（契約の相手方）

様

横浜市 区局長

次の業務は、検査の結果、完了を確認しましたので通知します。また、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱に基づき評定した結果も併せて通知します。

件名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日
評定点	／100点		

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)
		点 / 点
		点 / 点
		点 / 点
		点 / 点
評定点の合計点（小数第一位四捨五入）		点
事故等による減点		▲ 点
総合評定点		点 / 100点

<連絡先>

区局 課

電話

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。

第8号様式（第7条）

設計・測量等委託業務履行済部分検査結果通知書

第 年 月 日 号

（契約の相手方）

様

横浜市 区局長

次の業務は、検査の結果、履行済部分の完了を確認しましたので通知します。

件名			
契約日	年 月 日	部分完了期限	年 月 日
部分完了日	年 月 日		

<連絡先>

区局 課

電話

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。

設計・測量等委託業務完了検査結果通知書

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

様

横浜市 区局長

次の業務は検査の結果、完了を確認しましたので通知します。

件名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日

<連絡先>

区局 課

電話

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。

設計・測量等委託業務成績評定結果修正通知書

第 号
年 月 日

(契約の相手方)

様

横浜市 区局長

次の業務は、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

件名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日
修正前評定点	点	修正後評定点	点
修正理由	(瑕疵修補及び損害賠償の内容)		

<連絡先>

区局 課

電話

(備考) 特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、総務局に報告すること。